

東アジア食品産業活性化戦略 「実行計画」

平成20年度版

農 林 水 産 省

基本戦略	平成19年度 実行計画	実行主体	平成20年度 実行計画	実行主体
<p>1. 投資決定に当たった情報の収集と共有</p> <p>食品企業が東アジアへの投資を検討するに当たり必要となるカントリーリスク、市場状況、物流システム、労務管理、法制度・執行状況、原材料調達等の情報について、多様な関係者が入手した情報を収集・分析し、可能なものについては、関係者間で共有化を図る。</p>	(1) 海外投資に関する網羅的な情報の収集			
	<p>農林水産省は、政府関係機関、経済団体等の協力を得て、我が国食品産業が東アジア各国で事業展開を検討するために必要な不足している以下の情報を含めた情報の収集分析を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食習慣、食生活 ・原材料である農水産物における現地生産状況、品質、規格等 ・水、電力の供給体制等のインフラ整備に関する情報 ・その他、食品の衛生基準等、食品産業特有の情報 	<p>農林水産省(政府関係機関、経済団体等) 予算事業</p> <p>～平成21年度</p>	<p>農林水産省は、政府関係機関、経済団体等の協力を得て、我が国食品産業が東アジア各国で事業展開を検討するために必要な不足している以下の情報を含めた情報の収集分析を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食習慣、食生活 ・原材料である農水産物における現地生産状況、品質、規格等 ・水、電力の供給体制等のインフラ整備に関する情報 ・その他、食品の衛生基準等、食品産業特有の情報 	<p>農林水産省、(政府関係機関、経済団体等) 予算事業</p> <p>～平成21年度</p>
	<p>日本商工会議所は、東アジア域内の貿易・投資の自由化・円滑化に関する食品産業等の現状及び課題について、必要な調査を実施する。</p>	<p>日本商工会議所</p> <p>平成19年度～</p>	<p>日本商工会議所は、東アジア域内の貿易・投資の自由化・円滑化に関する食品産業等の現状及び課題について、必要な調査を実施する。</p>	<p>日本商工会議所</p> <p>平成19年度～</p>
	<p>(独)日本貿易振興機構は、東アジア各国における食品産業に関するこれまで蓄積した情報を提供するとともに、必要に応じ調査を実施する。</p>	<p>(独)日本貿易振興機構</p> <p>平成18年度～</p>	<p>(独)日本貿易振興機構は、東アジア各国における食品産業に関するこれまで蓄積した情報を提供するとともに、必要に応じ調査を実施する。</p>	<p>(独)日本貿易振興機構</p> <p>平成18年度～</p>
			<p>農林水産省は、東アジア各国における食品工場等工業団地の整備状況等のインフラ事情の情報収集に努め、「食品産業海外事業活動支援センター」との情報共有化を図る。</p>	<p>農林水産省、(行政関係機関等)</p> <p>平成20年度～</p>
	<p>農林水産省は、国内に軸足を置く我が国食品産業の東アジア各国での製造・販売の実態、国産・輸入別食品の流通経路・規模等、我が国の食品産業全体の生産構造、食品の生産流通実態を明らかにする「食品産業活動実態調査」を実施する。</p>	<p>農林水産省</p> <p>平成19年度～</p>	<p>農林水産省は、国内に軸足を置く我が国食品産業の東アジア各国での製造・販売の実態等を明らかにする「食品産業活動実態調査」を実施する。</p>	<p>農林水産省</p> <p>平成19年度～</p>
	(2) 海外投資に必要な情報提供体制の構築、関係機関の連携強化			
	<p>農林水産省は、政府関係機関、経済団体等の協力を得て、東アジア各国における食品産業をめぐる海外投資情報をワンストップで提供できる体制を構築するため、「海外事業活動支援センター(仮称)」を設置するとともに、国内地方都市に相談窓口を設けるなど、情報ネットワークを構築する。</p>	<p>農林水産省(政府関係機関、経済団体等) 予算事業</p> <p>～21年度</p>	<p>農林水産省は、「食品産業海外連絡協議会」の設置都市を拡充するなど、「食品産業海外事業活動支援センター」を中核とする情報ネットワークの充実を図る。</p>	<p>農林水産省、(政府関係機関、経済団体等) 予算事業</p> <p>～平成21年度</p>
			<p>農林水産省は、海外投資セミナー等の開催、相談窓口を通じた海外投資情報の提供等に努めるとともに、海外投資の支援に取り組んでいる地方自治体等と連携し、「食品産業海外事業活動支援センター」との情報ネットワークを図る。</p>	<p>農林水産省、(行政関係機関、経済団体等)</p> <p>平成20年度～</p>

		「食品産業海外事業活動支援センター」は、ホームページを活用して、本戦略の情報ネットワークと連携しつつ、東アジア各国の投資環境等に関する現地情報や、投資セミナーの開催、相談窓口の設置、人材の育成、知的財産に係る対応等の各種情報の充実を図るとともに、適時速やかな提供を行う。	農林水産省、(行政関係機関、経済団体等) 平成20年度～
		中小企業庁、中小企業基盤整備機構は、アドバイス事業やワークショップの開催等を通じて、国際展開を図る中小企業に対して情報提供を行う。	経済産業省(中小企業庁)、中小企業基盤整備機構 平成20年度～
国際協力銀行は、海外事情、投資環境事情等の情報を提供するとともに、長期資金の調達方法等に関する相談に応じる。 また、これらの相談窓口を周知すべく、(財)食品産業センターの食品関連団体連絡協議会等の場において説明を行う。	国際協力銀行 (財)食品産業センター 平成18年度～	国際協力銀行は、海外事情、投資環境事情等の情報を提供するとともに、長期資金の調達方法等に関する相談に応じる。 また、「食品産業海外事業活動支援センター」が実施する各種セミナー等において取組の説明を行う。	国際協力銀行 (財)食品産業センター 平成18年度～
		信金中央金庫は、アジア主要国の投資環境や信用金庫取引先の海外展開状況に関する調査を実施するとともに、貿易投資相談ニュース、アジア業務室情報、海外投資セミナー等を通じて情報の提供を行う。 また、「食品産業海外事業活動支援センター」と連携して、各種セミナー等の取組を紹介する。	信用中央金庫 平成20年度～
日本商工会議所は、東アジア食品産業活性化戦略に関する関係機関の取組を含めた「実行計画」について、全国520の商工会議所及び東アジア各国・地域の日本人商工会議所へ情報提供を実施するとともに、東アジア各国の日本人商工会議所に対し、各国における政府関係・国際関係機関が開催する意見交換会等に参画するよう依頼する。	日本商工会議所 平成18年度～	日本商工会議所は、東アジア食品産業活性化戦略に関する関係機関の取組を含めた「実行計画」について、全国516の商工会議所及び東アジア各国・地域の日本人商工会議所へ情報提供を実施する。 また、東アジア各国の日本人商工会議所に対し、「食品産業海外連絡協議会」が開催する意見交換会等に参画するよう働きかける。	日本商工会議所 平成18年度～
日本商工会議所は、全国520の商工会議所会員から東アジア地域に対する投資・事業展開に関する問い合わせに対応するため、相談窓口において知見を有する専門機関への照会を通じ、相談業務の円滑化を推進する。 特に、中国について、各地の開発区に関する情報提供から対中投資・貿易業務等の専門的な相談まで、中国関係機関と連携を図りながら、商工会議所会員を対象とした中国ビジネスの相談事業を実施する。	日本商工会議所 平成18年度～	日本商工会議所は、全国516の商工会議所会員から東アジア地域に対する投資・事業展開に関する問い合わせに対応するため、相談窓口において知見を有する専門機関への照会を通じ、相談業務の円滑化を推進する。 特に、中国について、各地の開発区に関する情報提供から対中投資・貿易業務等の専門的な相談まで、中国関係機関と連携を図りながら、商工会議所会員を対象とした中国ビジネスの相談事業を実施する。	日本商工会議所 平成18年度～

<p>食品産業団体は、東アジア食品産業活性化戦略に関する関係機関の取組を含めた「実行計画」について、会員団体・企業等に対し情報提供を実施する。</p> <p>また、東アジア各国の関連企業等に対し、各国における政府関係・国際関係機関が開催する意見交換会等に参画するよう依頼する。</p>	<p>(財)食品産業センター、食品産業中央協議会、日本チェーンストア協会、(社)日本フードサービス協会、(財)食品流通構造改善促進機構、(社)大日本水産会 平成19年度～</p>	<p>食品産業団体は、東アジア食品産業活性化戦略に関する関係機関の取組を含めた「実行計画」について、会員団体・企業等に対し情報提供を実施する。</p> <p>また、東アジア各国の現地関連企業等に対し、「食品産業海外連絡協議会」が開催する意見交換会等に参画するよう働きかける。</p>	<p>(財)食品産業センター、食品産業中央協議会、日本チェーンストア協会、(社)日本フードサービス協会、(財)食品流通構造改善促進機構、(社)大日本水産会 平成19年度～</p>
<p>国際機関日本アセアンセンターは、投資等に関する各種展示会やイベントにおいて、ASEAN諸国の製品、投資環境等の紹介を実施するとともに、ASEAN諸国と日本の貿易、投資、観光に関する分野で、地域・国別セミナーやイベントの開催、ホームページによるASEAN地域の情報の提供を行う。</p>	<p>国際機関日本アセアンセンター 平成19年度～</p>	<p>国際機関日本アセアンセンターは、投資等に関する各種展示会やイベントにおいて、ASEAN諸国の製品、投資環境等の紹介を実施するとともに、ASEAN諸国と日本の貿易、投資、観光に関する分野で、地域・国別セミナーやイベントの開催、ホームページによるASEAN地域の情報の提供を行う。</p>	<p>国際機関日本アセアンセンター 平成19年度～</p>
<p>食品産業団体は、会員団体・企業等に対し、東アジア地域に対する投資・事業展開に関する問い合わせに対応するため、平成19年度中に相談窓口を設置するとともに、必要に応じ知見を有する専門機関や「海外事業活動支援センター(仮称)」への照会を通じ、相談業務の円滑化を推進する。</p>	<p>(財)食品産業センター、日本チェーンストア協会、(社)日本フードサービス協会、(社)大日本水産会 平成19年度～</p>	<p>食品産業団体は、会員団体・企業等からの東アジア地域に関する投資・事業展開の問い合わせに対して、必要に応じ知見を有する専門機関や「食品産業海外事業活動支援センター」への照会を通じ、事業展開の円滑化を推進する。</p>	<p>(財)食品産業センター、日本チェーンストア協会、(社)日本フードサービス協会、(社)大日本水産会 平成19年度～</p>
<p>農林水産省は、東アジア食品産業活性化戦略に関する基本的な方向性を定めた「基本方針」、6省27団体の東アジア食品産業活性化戦略連絡協議会構成員が具体的に取り組むこととしている「実行計画」について、円滑な情報提供を推進するため、平成18年度中に農林水産省のホームページに窓口を設置する。</p>	<p>農林水産省 平成18年度</p>		
<p>(独)日本貿易振興機構は、海外事業活動支援センター(仮称)及び連絡協議会に協力して、東アジア地域における海外での事業展開を模索する我が国食品企業のビジネス戦略に役立つ産業・マーケット、投資コスト、現地日系企業の経営実態やアジア地域で事業展開している日系企業の景況感、事業活動で障害となっている現地の制度等の情報を収集・提供する。</p>	<p>(独)日本貿易振興機構 平成18年度～</p>	<p>(独)日本貿易振興機構は、「食品産業海外事業活動支援センター」に協力して、東アジア地域における海外での事業展開を模索する我が国食品企業のビジネス戦略に役立つ産業・マーケット、投資コスト、現地日系企業の経営実態やアジア地域で事業展開している日系企業の景況感、事業活動で障害となっている現地の制度等の情報を収集・提供する。</p>	<p>(独)日本貿易振興機構 平成18年度～</p>
<p>(社)日本貿易会は、会員企業(商社)等に対し、本戦略に関する説明会の開催を実施するとともに、各社が直面する課題等に関し、情報の収集、意見交換会やヒアリングの開催を支援する。</p>	<p>(社)日本貿易会 平成19年度～</p>	<p>(社)日本貿易会は、会員企業(商社)等に対し、食品産業海外事業活動支援センター等から提供された本戦略に関する情報を提供するとともに、関係者との意見交換等を実施する。一方、(社)日本貿易会として、同支援センターと協議・相互了解の上、会員企業(商社)等が有する東アジアに係る情報の可能な範囲内での同支援センターへの提供を検討する。</p>	<p>(社)日本貿易会 平成19年度～</p>

	(株)農林中金総合研究所は、東アジア諸国の農林水産業・食品産業事情、またFTA等の貿易自由化交渉に関する各国政府の対応及び各国内の状況等に関する情報を提供する。	(株)農林中金総合研究所 平成19年度～	(株)農林中金総合研究所は、東アジア諸国の農林水産業・食品産業事情、またFTA等の貿易自由化交渉に関する各国政府の対応及び各国内の状況等に関する情報を提供する。	(株)農林中金総合研究所 平成19年度～
	全国銀行協会は、状況に応じ、東アジア食品産業活性化戦略に関する関係機関の取組を含めた「実行計画」等について、会員に対し情報提供を実施する。	全国銀行協会 平成18年度～	全国銀行協会は、東アジア食品産業活性化戦略に関する関係機関の取組を含めた実行計画(20年度版)および同実行計画に基づく各種イニシアティブ等について、状況に応じ、会員に対し、情報提供を実施する。	全国銀行協会 平成18年度～
2.投資及び事業展開環境の整備	(1)事業展開阻害要因の把握			
事業展開に当たって投資時及び事業展開後の阻害要因となる内外の制度について、食品企業からの要望を踏まえた上で対応策を検討し、EPAでの交渉や協議の枠組、個別ミッションの実施等において改善を求める。 また、日本の食品や食文化等日本ブランドの情報発信、在外公館の支援等を通じ、円滑な事業展開に資する環境の整備に努める。 さらに、各国に異なる食品安全基準がある場合、可能な限りコーデックスの基準に調和されるように検討する。	農林水産省は、政府関係機関、経済団体等の協力を得て、東アジア主要都市に連絡協議会を設置し、事業展開している食品企業における情報提供や意見交換等を行う交流の場として活用するとともに、トラブルなどの相談窓口、海外事業展開における阻害要因に関する情報の取りまとめや要望のとりまとめを行う。	農林水産省(政府関係機関、経済団体等) 予算事業 平成19年度～	農林水産省は、政府関係機関、経済団体等の協力を得て、東アジア主要都市の「食品産業海外連絡協議会」の設置都市の拡充を図り、事業展開している食品企業への情報提供や意見交換等を行う交流の場として活用するとともに、トラブルなどの相談窓口、海外事業展開における阻害要因に関する情報の取りまとめや要望のとりまとめを行う。	農林水産省、(政府関係機関、経済団体等) 予算事業 平成19年度～
	国際協力銀行は、開発途上地域の経済社会開発・経済安定化への支援等の観点から、東アジア地域の開発途上国が食品産業の振興を通じて経済の発展を図る場合に、各種調査等を通じて、問題点の洗い出しと解決策の検討のための支援を行う。	国際協力銀行 平成19年度～	国際協力銀行は、開発途上地域の経済社会開発・経済安定化への支援等の観点から、東アジア地域の開発途上国が食品産業の振興を通じて経済の発展を図る場合に、各種調査等を通じて、問題点の洗い出しと解決策の検討のための支援を行う。	国際協力銀行 平成19年度～
	食品産業団体は、必要に応じて、我が国食品企業の関心が高い東アジア地域の国に対して、投資環境調査や市場調査を行う専門家からなるミッションを派遣し、現地政府、(独)日本貿易振興機構等関係団体の協力を得つつ、効率的な情報の収集及び現地日系食品企業との意見交換の実施等によって、当該国の阻害要因の把握に努める。	(財)食品産業センター、日本チェーンストア協会、(社)日本フードサービス協会、(独)日本貿易振興機構 平成19年度～	食品産業団体は、必要に応じて、我が国食品企業の関心が高い東アジア地域の国に対して、投資環境調査や市場調査を行う専門家からなるミッションを派遣し、現地政府、(独)日本貿易振興機構等関係団体の協力を得つつ、効率的な情報の収集及び現地日系食品企業との意見交換の実施等によって、当該国の阻害要因の把握に努める。	(財)食品産業センター、日本チェーンストア協会、(社)日本フードサービス協会、(独)日本貿易振興機構 平成19年度～
	国際機関日本アセアンセンターは、現地政府、現地企業から全面的支援を受け、専門家、投資関心のある食品企業等からなるミッションをASEAN諸国へ派遣し、効率的な情報収集、既に投資している日系食品企業との意見交換を支援する。	国際機関日本アセアンセンター 平成19年度～	国際機関日本アセアンセンターは、現地政府、現地企業から全面的支援を受け、専門家、投資関心のある食品企業等からなるミッションをASEAN諸国へ派遣し、効率的な情報収集、既に投資している日系食品企業との意見交換を支援する。	国際機関日本アセアンセンター 平成19年度～

国際協力機構は、開発途上国の社会整備に必要な開発計画策定のための調査、また、開発途上国の公共的な開発プロジェクトの実施可能性に関する技術やコスト面からの調査を実施する。	(独)国際協力機構 平成19年度～	国際協力機構は、開発途上国の社会整備に必要な開発計画策定のための調査、また、開発途上国の公共的な開発プロジェクトの実施可能性に関する技術やコスト面からの調査を実施する。	(独)国際協力機構 平成19年度～
(2) 具体的阻害要因の解決に向けた検討及び行動			
外務省及び農林水産省は、政府関係機関、経済団体等の協力を得て、出資比率規制、資金移動規制、雇用条件に係る規制、税制等の制度やその執行・運用、不十分なインフラ等の阻害要因やトラブル等のとりまとめを行い、関係省庁と対応策を検討し、当該国に対する働きかけを行う。	外務省、 農林水産省 平成19年度～	外務省及び農林水産省は、政府関係機関、経済団体等の協力を得て、出資比率規制、資金移動規制、雇用条件に係る規制、税制等の制度やその執行・運用、不十分なインフラ等の阻害要因やトラブル等のとりまとめを行い、関係省庁と対応策を検討し、当該国に対する働きかけを行う。	外務省、 農林水産省 平成19年度～
食品産業団体は、必要に応じて、会員企業からの海外投資における阻害要因等を取りまとめ、政府関係機関等に改善要望を行う。	(財)食品産業センター、食品産業中央協議会、日本チェーンストア協会、(社)日本フードサービス協会、(社)大日本水産会 平成19年度～	食品産業団体は、必要に応じて、会員企業からの海外投資における阻害要因等を取りまとめ、政府関係機関等に改善要望を行う。	(財)食品産業センター、食品産業中央協議会、日本チェーンストア協会、(社)日本フードサービス協会、(社)大日本水産会 平成19年度～
(財)食品産業センターは、海外投資を行った食品企業の現地トラブル、加工食品の輸出トラブル等、対外的な問題に対して、食品産業界として自主的かつ機動的な対応を行っていくことを目的として、「食品産業対外問題対策協議会(仮称)」を設立することを検討する。	(財)食品産業センター 平成19年度～	(財)食品産業センターは、「食品産業対外問題対策協議会」において、海外投資を行った食品企業の現地トラブル、加工食品の輸出トラブル等の対外的な問題に関する意見交換を行うなど、食品産業界として自主的かつ機動的な対応を行う。	(財)食品産業センター 平成19年度～
国際協力銀行は、関係省庁や国際機関、相手国政府と連携しつつ、東アジア地域の開発途上国が具体的阻害要因を解決し、食品産業を振興するために必要かつ効果的な制度改革や、電力、工業用水、道路、農業、農村等のインフラ整備案件の形成、実施を支援する。	国際協力銀行 平成19年度～	国際協力銀行は、関係省庁や国際機関、相手国政府と連携しつつ、東アジア地域の開発途上国が具体的阻害要因を解決し、食品産業を振興するために必要かつ効果的な制度改革や、電力、工業用水、道路、農業、農村等のインフラ整備案件の形成、実施を支援する。	国際協力銀行 平成19年度～
国際機関日本アセアンセンターは、構成員各国であるASEAN諸国に対し、我が国食品産業等の投資環境に関する課題について、必要に応じ改善・要望事項として意見の提出を実施する。	国際機関日本アセアンセンター 平成19年度～	国際機関日本アセアンセンターは、構成員各国であるASEAN諸国に対し、我が国食品産業等の投資環境に関する課題について、必要に応じ改善・要望事項として意見の提出を実施する。	国際機関日本アセアンセンター 平成19年度～
日本商工会議所は、相手国経済界に対して、投資環境等の整備に関する課題について、必要に応じて改善・要望を行う。	日本商工会議所 平成19年度～	日本商工会議所は、相手国経済界に対して、投資環境等の整備に関する課題について、必要に応じて改善・要望を行う。	日本商工会議所 平成19年度～

日本経団連は、東アジア食品産業活性化戦略に関する関係機関の取組を含めた「実行計画」について、会員企業に対し情報提供を実施するとともに、東アジア域内の食品産業に関する貿易・投資の自由化・円滑化等に関する課題について、食品企業等の意見・改善要望を取りまとめ、必要に応じてこれらを農林水産省をはじめとする我が国政府機関等に対して提出する。	日本経団連 平成19年度～	日本経団連は、東アジア食品産業活性化戦略に関する取り組みについて、会員企業に対し積極的な情報提供を実施する。また、改善要望等があれば、必要に応じ我が国政府機関等に対して提出する。	日本経団連 平成19年度～
(社)日本貿易会は、会員企業(商社)等が食品分野等で直面している課題を把握・整理した上で、必要に応じ関係機関に対し意見具申を実施する。	(社)日本貿易会 平成19年度～	(社)日本貿易会は、会員企業(商社)等が食品分野等で直面している課題を把握・整理した上で、必要に応じ関係機関に対し意見具申を実施する。	(社)日本貿易会 平成19年度～
経済産業省及び農林水産省は、インドにおける食品産業に関する投資・技術協力等を推進する観点から、投資に係る意見交換を実施し、必要な対策について検討する。	経済産業省、農林水産省 平成19年度～	経済産業省及び農林水産省は、インドにおける食品産業に関する投資・技術協力等を推進する観点から、投資に係る意見交換を実施し、必要な対策について検討する。	経済産業省、農林水産省 平成19年度～
(3) 日本食文化等の情報発信			
農林水産省は、海外現地の高級百貨店等に設置する常設店舗(アジア5都市)等を活用して、一般消費者向けの料理講習会を開催するとともに雑誌等を活用し、日本食や日本食材のPRを行う。	農林水産省 輸出倍増行動計画 平成18年度～	農林水産省は、海外の高級百貨店等に設置する常設店舗やアジア諸国で開催する一般消費者向けPRイベント等を活用し、日本食・日本食材のPRを行う。	農林水産省 平成18年度～
農林水産省及び外務省は、在外公館において、日本食デモンストラクション、日本料理教室等の日本の食文化を紹介する事業を実施する。 また、要望に応じて、「日本企業の海外における活動支援のためのガイドライン」等に基づき、農林水産省等関係省庁と連携を図りつつ、輸出相手国政府関係者等を招待し、日本産食材を利用した日本料理の試食会等を実施する。	農林水産省、外務省 輸出倍増行動計画 平成18年度～	外務省は、在外公館において、日本食デモンストラクション、日本料理教室等の日本の食文化を紹介する事業を実施する。 また、要望に応じて、「日本企業の海外における活動支援のためのガイドライン」等に基づき、関係省庁と連携を図りつつ、輸出相手国政府関係者等を招待し、日本産食材を利用した日本料理の試食会等を実施する。	外務省 平成18年度～
農林水産省及び外務省は、在外公館において、各国のオピニオンリーダー等に日本からの高品質な食材を用いた真の日本食を提供することにより、正しい日本食文化の普及を図るとともに、日本産農林水産物・食品の輸出振興を支援する事業「Try Japan's Good Food」事業を実施する。	農林水産省、外務省 平成18年度～	農林水産省及び外務省は、在外公館等において、各国のオピニオンリーダー等に日本からの高品質な食材を用いた日本食等を提供することにより、日本食文化の普及を図るとともに、日本産農林水産物・食品の輸出振興を支援する「WASHOKU- Try Japan's Good Food」事業を19年度に引き続き実施する。	農林水産省、外務省 平成18年度～
(独)日本貿易振興機構は、日本の農産物を広く海外に紹介すべく、各国の見本市やスーパー、百貨店等において日本産品を紹介する。	(独)日本貿易振興機構 輸出倍増行動計画 平成18年度～	(独)日本貿易振興機構は、日本の農産物を広く海外に紹介すべく、各国の見本市やスーパー、百貨店等において日本産品を紹介する。	(独)日本貿易振興機構 輸出倍増行動計画 平成18年度～
(独)国際交流基金は、世界各地に日本の食分野の専門家を派遣し、講演・実演を通じて日本の食文化を紹介する。 また、世界各地の日本文化会館、日本文化センターにおいて、日本の食文化をテーマとした各種催しを実施する。	(独)国際交流基金 輸出倍増行動計画 平成18年度～	(独)国際交流基金は、世界各地の国際交流基金海外事務所・日本文化会館・日本文化センターにおいて、日本酒、日本茶、和菓子等を含めた日本の食文化をテーマとしたセミナー、講演会等の催しを、一般市民等を対象に開催する。 また、主要国の国際交流基金海外事務所・日本文化会館・日本文化センター及び在外公館のフィルム・ライブラリーにおいて、和菓子や京菓子、茶等に関する文化映画を備え付け、一般市民等を対象に上映会を実施する。 さらに、世界各地に日本の食文化の専門家を派遣し、農林水産省等関係省庁と連携を図りつつ、講演・実演を通じて日本の食文化を紹介する。	(独)国際交流基金 輸出倍増行動計画 平成18年度～

<p>国土交通省及び(独)国際観光振興機構は、日本の観光魅力の発信の一環として、海外メディアに対して、取材テーマに合わせて日本の食文化の情報を提供し、日本の食文化や土産物としての日本産農林水産物の取材に対する支援を行う。 また、海外における旅行博覧会等において、ジャパンプースを設置し、引き続き日本食・食品等のPRを行う。</p>	<p>国土交通省、(独)国際観光振興機構 輸出倍増行動計画 平成18年度～</p>	<p>国土交通省及び(独)国際観光振興機構は、日本食をはじめとする日本の観光魅力を海外に発信するとともに、日本への魅力的な旅行商品の造成等を促進するピジット・ジャパン・キャンペーンを官民一体で推進する。</p>	<p>国土交通省、(独)国際観光振興機構 輸出倍増行動計画 平成18年度～</p>
<p>(財)食品産業センターは、米国、欧州、中国等で開催される見本市への食品メーカーの出展を支援する。 また、その機会を活用し現地の卸、スーパー等との商談会活動を実施する。</p>	<p>(財)食品産業センター 輸出倍増行動計画 平成18年度～</p>	<p>(財)食品産業センターは、米国、欧州、中国等で開催される見本市への食品メーカーの出展を支援する。 また、その機会を活用し現地の卸、スーパー等との商談会活動を実施する。</p>	<p>(財)食品産業センター 輸出倍増行動計画 平成18年度～</p>
<p>農林水産省は、海外日本食店への信頼度を高め、農林水産物の輸出促進を図るとともに、日本の食文化の普及や我が国食品産業の海外投資を後押しすること等を目的として、海外の日本食優良店の調査・支援を行う。</p>	<p>農林水産省 平成19年度～</p>	<p>日本食のショーケースである海外日本食レストランの信頼度を高め、日本食の普及を通じて日本食材の輸出促進を図るとともに、我が国食品産業の海外投資を後押しすること等を目的として、日本食等に関する情報を発信する普及啓発活動等の支援を行う。</p>	<p>農林水産省 平成19年度～</p>
(4) 本国、在外公館等の支援体制の強化			
<p>(独)日本貿易振興機構は、現地の法制度、税務、労務面等の食品企業等の経営上の情報提供やアドバイスを実施する投資アドバイザー(9カ国13ヶ所に配置)、投資を予定している日本食品企業が現地法人を立ち上げるまでの一時的なオフィスとして活用できる海外ビジネス・サポートセンター(4カ国に設置)について、日本の食品産業の円滑な海外事業展開に資するよう広報普及等により、活用促進を図る。</p>	<p>(独)日本貿易振興機構 平成18年度～</p>	<p>(独)日本貿易振興機構は、現地の法制度、税務、労務面等の食品企業等の経営上の情報提供やアドバイスを実施する投資アドバイザー(9カ国14ヶ所に配置)、投資を予定している日本企業が現地法人を立ち上げるまでの一時的なオフィスとして活用できる海外ビジネス・サポートセンター(4カ国に設置)について、日本企業の円滑な海外事業展開に資するよう広報普及等により、活用促進を図る。</p>	<p>(独)日本貿易振興機構 平成18年度～</p>
<p>農林水産省及び外務省は、東アジア地域に投資している食品企業が直面する様々な課題について、現地における相談体制を強化する観点から、「大使館・領事館支援マニュアル」を策定する。</p>	<p>農林水産省、外務省 平成18年度～</p>	<p>農林水産省及び外務省は、東アジア地域に投資している食品企業が直面する様々な課題について、現地における相談体制を強化する観点から、在外公館や食品産業海外連絡協議会等で活用する「食品産業海外展開支援マニュアル」を策定する。</p>	<p>農林水産省、外務省 予算事業 平成20年度～</p>
<p>農林水産省は、政府関係機関、経済団体等の協力を得て、東アジア主要都市に連絡協議会を設置するとともに、相談員を配置し、東アジア地域で事業展開している食品企業からの相談、日本国内の食品企業からの問い合わせに対応するとともに、食品企業の意見・要望の集約を行い、課題の解決に努める。</p>	<p>農林水産省(政府関係機関、経済団体等) 予算事業 平成19年度～</p>	<p>農林水産省は、政府関係機関、経済団体等の協力を得て、東アジア主要都市に連絡協議会を設置するとともに、相談員を配置し、東アジア地域で事業展開している食品企業からの相談、日本国内の食品企業からの問い合わせに対応するとともに、食品企業の意見・要望の集約を行い、課題の解決に努める。</p>	<p>農林水産省(政府関係機関、経済団体等) 予算事業 平成19年度～</p>
(5) 投資、事業展開支援			
<p>国際協力銀行は、食品関連企業を含む我が国企業の国際競争力強化や海外市場の確保などを目的として、海外における生産拠点の設立・増設など、海外での事業展開に必要な長期資金を対象とする融資・保証等により支援する。 また、かかる業務を周知すべく、(財)食品産業センターの食品関連団体連絡協議会等の場において説明を行う。</p>	<p>国際協力銀行 (財)食品産業センター 平成18年度～</p>	<p>国際協力銀行は、食品関連企業を含む我が国企業の国際競争力強化や海外市場の確保などを目的として、海外における生産拠点の設立・増設など、海外での事業展開に必要な長期資金を対象とする融資・保証等により支援する。 また、各種機会を通じて、かかる業務の周知を図る。</p>	<p>国際協力銀行 平成18年度～</p>

農林漁業金融公庫は、本店及び全国22支店を活用し、食品産業事業者からの東アジア地域への投資・事業展開についての情報提供・相談等、関係機関への照会を行う。	農林漁業金融公庫 平成19年度～	農林漁業金融公庫は、食品産業海外事業活動支援センター等の関係機関と連携しつつ、本店及び全国の支店・拠点を活用し、食品産業事業者に対する東アジア地域への投資・事業展開についての情報提供・相談等を行う。	農林漁業金融公庫 平成19年度～
(独)日本貿易保険は、我が国企業が出資した海外現地法人のカントリーリスクによる損失をてん補する海外投資保険(2006年11月に実施した保険料率の引き下げを含む。)についての情報提供を行う。	(独)日本貿易保険 平成18年度～	(独)日本貿易保険は、海外進出を検討している企業等に対して海外での合併事業等が進出国政府の措置や不可抗力リスクにより受ける損失をてん補する海外投資保険についての情報提供を行う。	(独)日本貿易保険 平成18年度～
経済産業省及び農林水産省は、我が国食品産業が東アジア地域における食料供給において果たす役割の重要性にかんがみ、当産業に携わる事業者による海外投資において生ずるリスクを軽減し、その円滑な促進を図るための方策を検討する。 とりわけ、(独)日本貿易保険とも連携し、当該海外投資を行う事業者の投資リスク等を聴取し、必要に応じ、当該投資に伴うカントリーリスクをてん補する海外投資保険制度の積極的な活用も含めた働きかけを行う。	経済産業省、 農林水産省 平成19年度～	経済産業省及び農林水産省は、我が国食品産業が東アジア地域における食料供給において果たす役割の重要性にかんがみ、当産業に携わる事業者による海外投資において生ずるリスクを軽減し、その円滑な促進を図るための方策を検討する。 とりわけ、(独)日本貿易保険とも連携し、当該海外投資を行う事業者の投資リスク等を聴取し、必要に応じ、当該投資に伴うカントリーリスクをてん補する海外投資保険制度の積極的な活用も含めた働きかけを行う。	経済産業省、 農林水産省 平成19年度～
(6) 食品安全基準等への対応			
食品産業団体は、各国において事業展開している食品企業からの要望を踏まえ、食品安全基準に関する課題等を取りまとめ、関係機関へ意見を提出する。	財)食品産業センター、その他関係団体 平成19年度～	食品産業団体は、各国において事業展開している食品企業からの要望を踏まえ、食品安全基準に関する課題等を取りまとめ、関係機関へ意見を提出する。	財)食品産業センター、その他関係団体 平成19年度～
農林水産省は、コーデックス委員会等における食品安全基準の策定に当たり、各国において事業展開している我が国の食品企業からの要望も踏まえ、関係機関との協議・調整を実施する。	農林水産省 平成18年度～	農林水産省は、コーデックス委員会等における食品安全基準の策定に当たり、各国において事業展開している我が国の食品企業からの要望も踏まえ、関係機関との協議・調整を実施する。	農林水産省 平成18年度～
農林水産省は、各国において事業展開している我が国の食品企業から当該国の食品安全基準に関する要望が提出された際、要望内容の妥当性について検討し、相手国の関係機関等との協議・調整を実施するとともに、必要に応じて、データ作成について助言する。	農林水産省 平成18年度～	農林水産省は、各国において事業展開している我が国の食品企業から当該国の食品安全基準に関する要望が提出された際、要望内容の妥当性について検討し、相手国の関係機関等との協議・調整を実施するとともに、必要に応じて、データ作成について助言する。	農林水産省 平成18年度～
農林水産省は、東アジア諸国内においてリスク分析原則の適用に係る課題を抱えている国があることを踏まえ、国際機関の専門的知見を活かし、国際食品規格の導入についてのセミナーの開催等を実施する。	農林水産省 予算事業 平成18年度～20年度	農林水産省は、東アジア諸国内においてリスク分析原則の適用に係る課題を抱えている国があることを踏まえ、国際機関の専門的知見を活かし、国際食品規格の導入についてのセミナーの開催等を実施する。	農林水産省 予算事業 平成18年度～22年度

<p>3. 知的財産権・ブランド保護</p> <p>既に投資した多くの食品企業が模倣品等知的財産権侵害の問題に遭遇していることに鑑み、個別・具体的な侵害事案を収集し、関係府省との連携の上、相手国政府における執行体制の強化を求める等ブランドの保護、ノウハウ管理の徹底に努める。</p>	(1) 知的財産権の保護制度に関する情報収集等			
	<p>農林水産省は、政府関係機関、経済団体等の協力を得て、知的財産権等の侵害に対する相談員を配置し、事業展開している食品企業別の相談に応じるとともに、実態の把握に努め、現地実態調査のためのミッション団の派遣や関係機関とも連携して、相手国政府に対して取締の強化などの申し入れを行う。</p>	<p>農林水産省、(政府関係機関、経済団体等) 予算事業 平成19年度～</p>	<p>農林水産省は、政府関係機関、経済団体等の協力を得て、知的財産権等の侵害に対する相談員を配置し、事業展開している食品企業別の相談に応じるとともに、実態の把握に努め、現地実態調査のためのミッション団の派遣や関係機関とも連携して、相手国政府に対して取締の強化などの申し入れを行う。</p>	<p>農林水産省、(政府関係機関、経済団体等) 予算事業 平成19年度～</p>
	<p>(独)日本貿易振興機構は、海外における食品企業等のビジネス活動を支援する観点から、知的財産についての情報提供等を実施する。</p>	<p>(独)日本貿易振興機構 平成18年度～</p>	<p>(独)日本貿易振興機構は、海外における食品企業等のビジネス活動を支援する観点から、知的財産についての情報提供等を実施する。</p>	<p>(独)日本貿易振興機構 平成18年度～</p>
	<p>農林水産省、外務省及び経済産業省をはじめとする関係府省は、海外における我が国食品企業の知的財産権侵害による被害の重大性にかんがみ、「知的財産権の海外における侵害状況調査制度」の活用を促進する。</p>	<p>農林水産省、外務省、経済産業省、関係府省 知的財産推進計画 平成18年度～</p>	<p>農林水産省、外務省及び経済産業省をはじめとする関係府省は、海外における我が国食品企業の知的財産権侵害による被害の重大性にかんがみ、「知的財産権の海外における侵害状況調査制度」の活用を促進する。</p>	<p>農林水産省、外務省、経済産業省、関係府省 知的財産推進計画 平成18年度～</p>
	<p>経済産業省(特許庁)は、模倣被害調査を実施するとともに、模倣品被害の多発する国・地域での対策方法に関する情報をまとめた「模倣対策マニュアル」を策定・提供する。</p>	<p>経済産業省(特許庁) 平成18年度～</p>	<p>経済産業省(特許庁)は、模倣被害調査を実施するとともに、模倣品被害の多発する国・地域での対策方法に関する情報をまとめた「模倣対策マニュアル」を策定・提供する。</p>	<p>経済産業省(特許庁) 平成18年度～</p>
	(2) 知的財産権の保護に関する相談体制の強化			
	<p>外務省及び経済産業省は、現地専門家を活用し、企業からの海外での権利取得や権利行使に関する相談に応じ、対応方法や手続等に関する助言や調査会社等の紹介などの具体的な支援を在外公館や(独)日本貿易振興機構等において実施する。</p>	<p>外務省、経済産業省、(独)日本貿易振興機構 知的財産推進計画 平成19年度～</p>	<p>外務省及び経済産業省は、より迅速かつ適切に企業からの海外での権利取得や権利行使に関する相談に応じ、対応方法や手続等に関する助言などの具体的な支援を行うため、在外公館や(独)日本貿易振興機構の機能を強化する。</p>	<p>外務省、経済産業省、(独)日本貿易振興機構 知的財産推進計画 平成19年度～</p>
<p>農林水産省は、食品産業に関する知的財産権・ブランド保護のため、東アジア主要都市に連絡協議会を設置し、相談員を配置するとともに、投資希望企業、既に現地へ事業展開している企業を対象に、地区相談会、海外相談会を開催する。</p>	<p>農林水産省 予算事業 平成19年度～</p>	<p>農林水産省は、食品産業に関する知的財産権・ブランド保護のため、東アジア主要都市に連絡協議会を設置し、相談員を配置するとともに、投資希望企業、既に現地へ事業展開している企業を対象に、地区相談会、海外相談会を開催する。</p>	<p>農林水産省 予算事業 平成19年度～</p>	

経済産業省(特許庁)は、知財関係の人材育成を行う観点から、海外知的財産担当者の招聘研修(平成18年度は200人程度)を実施するとともに、専門家の派遣による真偽眼研修等の現地セミナーを開催する。	経済産業省(特許庁) 平成18年度～	経済産業省(特許庁)は、知財関係の人材育成を行う観点から、海外知的財産担当者の招聘研修を実施するとともに、短期専門家の派遣を行う。	経済産業省(特許庁) 平成18年度～
(3)エンフォースメント強化等の観点に立った働きかけの強化			
農林水産省、経済産業省をはじめとする関係府省は、我が国の企業による諸外国での模倣品・海賊版対策の取組を支援するとともに、侵害発生国・地域の当局との交渉や働きかけを効果的に行うため、官民合同ミッションの派遣を始め、国際知的財産保護フォーラム等、民間団体の諸外国での活動を支援する。	農林水産省、経済産業省、関係府省 知的財産推進計画 平成18年度～	中国・インド等へ官民合同ミッションを派遣するとともに情報収集を継続する。 また、7月中に「東アジア植物品種保護フォーラム」を開催し、各国の審査能力向上のための研修を実施することやUPOV基準に基づく審査基準や審査方法の統一に向けた活動などを提案する。	農林水産省、経済産業省、関係府省 知的財産推進計画 平成18年度～
農林水産省、外務省、経済産業省をはじめとする関係府省は、自由貿易協定(FTA)/経済連携協定(EPA)や投資協定などの二国間・複数国間協定に、実効的なエンフォースメントの確保のための条項を盛り込むよう積極的に交渉する。 また、エンフォースメントも含めた実際の執行状況等を協定上のメカニズムの場等を利用してレビューを行う。	農林水産省、外務省、経済産業省、関係府省 知的財産推進計画 平成18年度～	農林水産省、外務省、経済産業省をはじめとする関係府省は、自由貿易協定(FTA)/経済連携協定(EPA)や投資協定などの二国間・複数国間協定に、実効的なエンフォースメントの確保のための条項を盛り込むよう積極的に交渉する。 また、エンフォースメントも含めた実際の執行状況等を協定上のメカニズムの場等を利用してレビューを行う。	農林水産省、外務省、経済産業省、関係府省 知的財産推進計画 平成18年度～
外務省及び経済産業省(特許庁)は、商標の国際的な権利取得を容易にするマドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録制度について、二国間や地域的な枠組みを通じて、加盟が遅れているアジア地域等の加入を働きかけるとともに、我が国出願人による利用を促進する。また、同制度の発展につながるよう、WIPOにおけるマドリッド・システムの見直しの議論に積極的に参加する。	外務省、経済産業省(特許庁) 知的財産推進計画 平成18年度～	外務省及び経済産業省(特許庁)は、商標の国際的な権利取得を容易にするマドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録制度について、二国間や地域的な枠組みを通じて、加盟が遅れているアジア地域等の加入を働きかけるとともに、我が国出願人による利用を促進する。 このため、指定締約国の官庁による「保護を与える旨の声明」の送付などの登録確認手段の提供の義務化や基礎要件の見直しなど、マドリッド・システムをより使いやすいものにするための世界知的所有権機関(WIPO)における見直しの議論に積極的に参加する。	外務省、経済産業省(特許庁) 知的財産推進計画 平成18年度～
外務省は、模倣品・海賊版対策を我が国外交上の重要施策と位置付け、模倣品・海賊版被害を受けている我が国の企業を迅速かつ効果的に支援するため、在外公館においては、大使自ら相手国政府に対して働きかけを強力に行う等、一層の取組の強化を図る。	外務省 知的財産推進計画 平成18年度～	外務省は、模倣品・海賊版対策を我が国外交上の重要施策と位置付け、模倣品・海賊版被害を受けている我が国の企業を迅速かつ効果的に支援するため、在外公館においては、大使自ら相手国政府に対して働きかけを強力に行う等、一層の取組の強化を図る。	外務省 知的財産推進計画 平成18年度～
農林水産省は、経済産業省をはじめとする関係府省と連携の上、東アジア諸国などの侵害発生国・地域に対し、デザイン模倣対策の強化、執行の強化、再犯防止の強化、周知商標の認定促進、水際における権利者負担の軽減など、具体的な制度改善や取締りの実効ある強化について閣僚レベルを始め、様々なレベルで強力に要請する。	農林水産省、経済産業省、関係府省 知的財産推進計画 平成18年度～	農林水産省は、経済産業省をはじめとする関係府省と連携の上、東アジア諸国などの侵害発生国・地域に対し、デザイン模倣対策の強化、執行の強化、再犯防止の強化、周知商標の認定促進、水際における権利者負担の軽減など、具体的な制度改善や取締りの実効ある強化について閣僚レベルを始め、様々なレベルで強力に要請する。	農林水産省、経済産業省、関係府省 知的財産推進計画 平成18年度～

(4)意図せざる技術流出対策				
	農林水産省は、経済産業省の協力を得て、食品産業における意図せざる技術流出を防止するため、業界団体、関係省庁、有識者からなる委員会を平成19年3月までに組織し、対策指針の検討作業を開始する。	農林水産省、 経済産業省 平成18年度～	農林水産省は、有識者等の協力を得て作成した、食品産業の技術流出防止の手引を普及する。	農林水産省 平成20年度～
4. 技術開発等				
(1)技術開発等に係る課題の具体化及び支援				
投資先国・地域での生産、品質の保持に対応できる技術開発、現地の消費者ニーズに対応した製品開発、食品環境に係る技術・システム開発への支援等を通じ、その成果を食品産業界全体に裨益させるとともに、東アジアの食品産業技術の向上を図る。 また、試験研究関係の独立行政法人によるアジアの食品の専門家を活用した研究ネットワークの構築等を図る。	農林水産省は、(独)農業・食品産業技術総合研究機構等の協力を得て、海外事業展開に関する技術情報を収集・分析する検討委員会を平成19年3月までに組織し、技術開発課題の掘り起こし等に向けた情報収集・分析を開始する。得られた情報については、HP等により、適宜、関係者に技術情報を配信する。	農林水産省、(独)農業・食品産業技術総合研究機構、(独)国際農林水産業研究センター、(社)農林水産先端技術産業振興センター、(社)日本食品科学工学会 平成18年度～	農林水産省は、(独)農業・食品産業技術総合研究機構等の協力を得て、海外事業展開に関する技術情報を収集・分析し、得られた情報をHP等により、適宜、関係者に提供する。	農林水産省、(独)農業・食品産業技術総合研究機構、(独)国際農林水産業研究センター、(社)農林水産先端技術産業振興センター、(社)日本食品科学工学会 平成18年度～
	農林水産省は、食品産業の海外事業展開のための流通・加工等の技術に関する研究開発を推進する。	農林水産省 予算事業 平成19年度～	農林水産省は、食品産業の海外事業展開のための流通・加工等の技術に関する研究開発を推進する。	農林水産省 予算事業 平成19年度～
	農林水産省は、食品関連技術シーズの海外での実用化モデルについて、平成19年3月までに実証課題の提案を公募し、審査、採択後、平成19年6月を目途として、現地での有効性を実証し、定着を図る取組の支援を開始する。	農林水産省 予算事業 平成18年度～	農林水産省は、我が国食品関連技術の海外での改良等の実証課題について、現地での有効性を実証し、定着を図る取組を支援する。	農林水産省 予算事業 平成18年度～
	農林水産省は、(社)日本食品機械工業会の協力を得て、平成18年度中を目途に、国内食品機械製造企業に対し、本構想を周知する説明会を開催し、食品企業の海外展開の推進について協力を依頼する。	(社)日本食品機械工業会、農林水産省 平成18年度中	[微修正] 農林水産省は、(社)日本食品機械工業会の協力を得て、国内食品機械製造企業に対し本戦略に関する情報を提供し、食品企業の海外展開に係る連携を図る。	(社)日本食品機械工業会、農林水産省 平成18年度中
	(2)技術協力		(2)技術関連の協力	
農林水産省は、(独)農業・食品産業技術総合研究機構等の協力を得て、技術分野における協力事業の把握、各国・地域の技術的ニーズの把握、これを踏まえた産・学・官それぞれ、又は連携しての協力の可能性を検討するための国内検討会を平成19年6月までに組織する(関連事業の執行予定に合わせて)。	農林水産省、(独)農業・食品産業技術総合研究機構、(独)国際農林水産業研究センター、(社)農林水産先端技術産業振興センター、(社)日本食品科学工学会、国際協力機構 平成19年度～	農林水産省は、(独)農業・食品産業技術総合研究機構等の協力を得て、19年度に検討会を開催して把握した、技術分野における交流事業、各国・地域の技術的ニーズを踏まえて、技術的交流を推進する。	農林水産省、(独)農業・食品産業技術総合研究機構、(独)国際農林水産業研究センター、(社)農林水産先端技術産業振興センター、(社)日本食品科学工学会、国際協力機構 平成19年度～	

(3)意図せざる技術流出対策				
	農林水産省は、経済産業省の協力を得て、食品産業における意図せざる技術流出を防止するため、業界団体、関係省庁、有識者からなる委員会を平成19年3月までに組織し、対策指針の検討作業を開始する。 【再掲 3(4)意図せざる技術流出対策】	農林水産省、 経済産業省 平成18年度～	農林水産省は、有識者等の協力を得て作成した、食品産業の技術流出防止の手引を普及する。 【再掲 3(4)意図せざる技術流出対策】	農林水産省、 経済産業省 平成18年度～
(4)シンポジウム開催による技術的問題等意識の共有				
	農林水産省等は、(独)農業・食品産業技術総合研究機構等の協力を得て、産業界・学术界を中心とした「東アジア食品産業技術シンポジウム(仮称)」を平成19年4月に開催し、東アジアにおける食品産業の技術的課題等に関して情報交換を行う。	農林水産省、(独)農業・食品産業技術総合研究機構、(独)国際農林水産業研究センター、(社)農林水産先端技術産業振興センター、(社)日本食品科学工学会、(株)農林中金総合研究所 平成19年度～		
5.人材育成 我が国を含め東アジア各地域の食品産業を担う優れた人材の育成を進める。	(1)安全・衛生等に関する知識の普及			
	農林水産省は、政府関係機関、経済団体等の協力を得て、平成19年度において、食品分野における専門知識を有する者の登録を実施し、人材バンクを設置する。	農林水産省(政府関係機関、経済団体等) 予算事業 平成19年度～		
	農林水産省は、政府関係機関、経済団体等の協力を得て、人材登録をされた専門家を現地法人に派遣するとともに、現地法人等の人材育成・確保を図るためのシンポジウム・セミナーを開催する。	農林水産省(政府関係機関、経済団体等) 予算事業 平成19年度～21年度	農林水産省は、食品産業分野における専門的知識、経験を有する者の人材バンクへの登録について、政府関係機関、経済団体等の協力を得て、各分野の人材を充実させるとともに、登録された専門家を現地法人の要請に応じて派遣する。また、現地における人材育成・確保を図るためのシンポジウム・セミナーを開催する。	農林水産省、(政府関係機関、経済団体等) 予算事業 平成19年度～21年度
	農林水産省は、政府関係機関、経済団体等の協力を得て、民間団体が実施する人材育成のための研修に対して支援を行う。	農林水産省(政府関係機関、経済団体等) 予算事業 平成19年度～21年度	農林水産省は、政府関係機関、経済団体等の協力を得て、民間団体が実施する人材育成のための研修に対して支援を行う。	農林水産省(政府関係機関、経済団体等) 予算事業 平成19年度～21年度
	国際協力銀行は、開発途上地域の経済社会開発・経済安定化への支援等の観点から東アジア地域の開発途上国が食品産業を振興するために必要な食品の安全・衛生や食品製造に関する知識や技術・技能をもった人材を育成する際、関係省庁や国際機関、相手国政府とも連携しつつ、人材育成のための案件形成、実施への支援を行う。	国際協力銀行 平成18年度～	国際協力銀行は、開発途上地域の経済社会開発・経済安定化への支援等の観点から東アジア地域の開発途上国が食品産業を振興するために必要な食品の安全・衛生や食品製造に関する知識や技術・技能をもった人材を育成する際、関係省庁や国際機関、相手国政府とも連携しつつ、人材育成のための案件形成、実施への支援を行う。	国際協力銀行 平成18年度～

<p>国際機関アジア生産性機構は、アジアにおける、農産物の生産から加工・流通にいたる生産性と品質の向上を図るため、TQC(総合的品質管理)、HACCPなどの安全・品質管理、地域ぐるみの工夫・取組により売れる農林水産物づくりを目指す一村一品運動等の総合地域社会開発、環境に配慮した農業の持続的な発展を中心に、人材育成等の活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO22000研修 ・食品残留農薬セミナー <p>また、この一環として、平成19年10月頃、日本においてアジア諸国の政府関係者・企業団体代表者等の参加を得て、食品製造における品質管理及び検査手法に関する研究会を開催するなど、技術・ノウハウの共有を行う。</p>	<p>国際機関アジア生産性機構、農林水産省 予算事業 平成19年度～</p>	<p>国際機関アジア生産性機構は、アジアにおける、農産物の生産から加工・流通にいたる生産性と品質の向上を図るため、TQC(総合的品質管理)、HACCPなどの安全・品質管理、地域ぐるみの工夫・取組により売れる農林水産物づくりを目指す一村一品運動等の総合地域社会開発、環境に配慮した農業の持続的な発展を中心に、人材育成等の活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO22000研修 ・中小食品製造業における食品トレーサビリティ導入促進 <p>また、この一環として、平成20年9月頃、日本においてアジア諸国の政府関係者・企業団体代表者等の参加を得て、食品の製造・流過程における効率的な廃棄物処理に関する検討会を開催するなど、技術・ノウハウの共有を行う。</p>	<p>国際機関アジア生産性機構、農林水産省 予算事業 平成19年度～</p>
<p>(独)国際協力機構は、被援助国の経済及び社会の発展のため、当該国政府が実施するプロジェクト等の事業に関し、同国政府からの要請を受け、現地でのニーズ及び国別援助計画等の援助方針に基づき、関係省庁や国際機関と連携しながら、その遂行に必要な知識や技術・技能をもった人材の育成を行う。その際には専門家派遣、研修員受入、機材供与等及びそれらの組合せによる技術協力案件を形成し、実施する。</p> <p>また、国民の参加を得て、青年海外協力隊、シニア海外ボランティア、草の根技術協力等の業務を推進し、きめ細かな人材育成を図る。</p>	<p>(独)国際協力機構 平成19年度～</p>	<p>(独)国際協力機構は、被援助国の経済及び社会の発展のため、当該国政府が実施するプロジェクト等の事業に関し、同国政府からの要請を受け、現地でのニーズ及び国別援助計画等の援助方針に基づき、関係省庁や国際機関と連携しながら、その遂行に必要な知識や技術・技能をもった人材の育成を行う。その際には専門家派遣、研修員受入、機材供与等及びそれらの組合せによる技術協力案件を形成し、実施する。</p> <p>また、国民の参加を得て、青年海外協力隊、シニア海外ボランティア、草の根技術協力等の業務を推進し、きめ細かな人材育成を図る。</p>	<p>(独)国際協力機構 平成19年度～</p>
<p>(2)人材育成機関との連携の推進</p>			
<p>(財)海外技術者研修協会は、東アジアの食品関連産業に従事する現地人材の能力向上に資する各種研修事業を内外にて実施し、日本の食品関連産業技術を東アジアに移転することを促進し、現地経済の発展に貢献する。</p> <p>また、(財)食品産業センターの食品関連団体連絡協議会等の場において、平成19年度上半期までに、研修事業業務について説明を行う。</p>	<p>(財)海外技術者研修協会、(財)食品産業センター 平成19年度～</p>	<p>(財)海外技術者研修協会は、東アジアの食品関連産業に従事する現地人材の能力向上に資する受入研修事業を実施し、日本の食品関連産業技術を東アジアに移転することを促進し、現地経済の発展に貢献する。</p> <p>(財)食品産業センター、(財)海外技術者研修協会のホームページ等において、研修事業を紹介する。</p>	<p>(財)海外技術者研修協会、(財)食品産業センター 平成19年度～</p>
<p>(財)海外貿易開発協会は、アジアを中心とした開発途上国における日系企業の現地事業展開の円滑化、開発途上国の経済産業人材育成支援、企業の製造技術や経営管理技術の改善向上支援のため、開発途上国の企業・民間団体等に我が国の専門家を派遣し、助言・指導を行う。</p> <p>また、(財)食品産業センターの食品関連団体連絡協議会等の場において、平成19年度上半期までに、専門家派遣業務について説明を行う。</p>	<p>(財)海外貿易開発協会、(財)食品産業センター 平成19年度～</p>	<p>(財)海外貿易開発協会JODCは、アジアを中心とした開発途上国における日系企業の現地事業展開の円滑化、開発途上国の経済産業人材育成支援、企業の製造技術や経営管理技術の改善向上支援のため、開発途上国の企業・民間団体等に我が国の専門家を派遣し、助言・指導を行う。</p> <p>また、食品産業海外事業活動支援センターのホームページに(財)海外貿易開発協会JODCホームページ http://www.jodc.or.jp をリンクさせJODC専門家派遣業務を紹介する。</p>	<p>(財)海外貿易開発協会、(財)食品産業センター 平成19年度～</p>

			財団法人海外職業訓練協会は、千葉本部、国内事務所(仙台、東京、名古屋、大阪)、海外事務所(中国、タイ、インドネシア)等を拠点にし、国際化に対応した人材の育成するなど企業への支援を行うことを目的として、海外赴任者等に対してキャリア・コンサルティング、派遣前研修・相談、メンタルヘルス研修、派遣中研修・相談、各国の労働市場・能力開発などにかかる情報提供などを行う。	(財)海外職業訓練協会 平成20年度～
6. 他の施策との連携 農林水産物・食品の輸出促進、EPA等の国際交渉、農林水産分野の開発イニシアティブ、物流施策等他の施策や知的財産戦略、観光施策等との連携を図る。	(1) 我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略との連携			
	農林水産省は、輸出関係者に対し食品産業の投資状況等を情報提供するとともに、海外の常設店舗の活用を図るなど農林水産物・食品の輸出の促進に関する施策との連携を推進する。 【再掲 2(3)日本食文化等の情報発信】	農林水産省 平成18年度～	農林水産省は、輸出関係者に対し食品産業の投資状況等を情報提供するとともに、海外の常設店舗の活用を図るなど農林水産物・食品の輸出の促進に関する施策との連携を推進する。 【再掲 2(3)日本食文化等の情報発信】	農林水産省 平成18年度～
	(2) EPA等の国際交渉、農林水産分野の開発イニシアティブとの連携			
	食品産業団体は、必要に応じて、食品産業(食品製造業、食品流通業、外食産業)における、海外投資時、海外における事業展開に際しての各課題について把握・分析し、取りまとめ、関係省庁、経団連等に対し改善要望等を行うものとする。 【再掲 2(2)具体的阻害要因の解決に向けた検討及び行動】	(財)食品産業センター、食品産業中央協議会、日本チェーンストア協会、(社)日本フードサービス協会、(社)大日本水産会、農林水産省、経済産業省、外務省 平成19年度～	食品産業団体は、必要に応じて、食品産業(食品製造業、食品流通業、外食産業)における、海外投資時、海外における事業展開に際しての各課題について把握・分析し、取りまとめ、関係省庁、経団連等に対し改善要望等を行うものとする。 【再掲 2(2)具体的阻害要因の解決に向けた検討及び行動】	(財)食品産業センター、食品産業中央協議会、日本チェーンストア協会、(社)日本フードサービス協会、(社)大日本水産会、農林水産省、経済産業省、外務省 平成19年度～
	(3) 物流施策との連携			
農林水産省は、食品産業活動実態調査や食品産業団体等を通じて把握した、コールドチェーンの構築をはじめとする現地の食品流通に関する問題点、ニーズ等について、関係省庁に情報提供する。 経済産業省及び国土交通省は、東アジアにおける現地での物流人材の確保・育成、国境を超えた広域物流網の整備等を推進する「国際物流競争力パートナーシップ」の取組を推進する。	農林水産省、経済産業省、国土交通省 平成18年度～	農林水産省は、食品産業活動実態調査や食品産業団体等を通じて把握した、コールドチェーンの構築をはじめとする現地の食品流通に関する問題点、ニーズ等について、関係省庁に情報提供する。 経済産業省及び国土交通省は、東アジアにおける現地での物流人材の確保・育成、国境を超えた広域物流網の整備等を推進する「国際物流競争力パートナーシップ」の取組を推進する。	農林水産省、経済産業省、国土交通省 平成18年度～	
(4) 知的財産推進計画との連携				
知的財産戦略推進事務局は、知的財産推進計画に盛り込まれた食や地域ブランドの振興等のための取組を関係各方面と連携・協力し、総合的に推進する。 また、食文化研究推進懇談会の報告書を踏まえた民間の取組を促進するとともに、本報告の内容の政府への施策への取り込み・働きかけを行う。 【再掲 3. 知的財産権・ブランド保護】	内閣官房(知的財産戦略推進事務局) 輸出倍増行動計画 平成18年度～	知的財産戦略推進事務局は、知的財産推進計画に盛り込まれた食や地域ブランドの振興・保護の強化等に向けた取組を関係各方面と連携・協力し、総合的に推進する。 また、食文化研究推進懇談会の報告書を踏まえた民間の取組を促進するとともに、本報告の内容の政府への施策への取り込み・働きかけを行う。	内閣官房(知的財産戦略推進事務局) 輸出倍増行動計画 平成18年度～	

	知的財産戦略推進事務局は、関係府省と連携の上、食品関連分野を含む知的財産の保護体制を構築する等、知的財産推進計画に盛り込まれた取組を総合的に推進する。	内閣官房(知的財産戦略推進事務局)、関係府省 知的財産推進計画平成18年度～		内閣官房(知的財産戦略推進事務局)、関係府省 知的財産推進計画平成18年度～
	(5) 観光施策との連携			
	国土交通省及び(独)国際観光振興機構は、農林水産省とも連携しつつ、日本の観光魅力の発信の一環として、日本食文化等の情報発信等を行う。	農林水産省、国土交通省、(独)国際観光振興機構 平成18年度～	国土交通省及び(独)国際観光振興機構は、日本食をはじめとする日本の観光魅力を海外に発信するとともに、日本への魅力的な旅行商品の造成等を促進するビジット・ジャパン・キャンペーンを官民一体で推進する。	農林水産省、国土交通省、(独)国際観光振興機構 平成18年度～
7. 産学官連携体制の構築	(1) 大使館等への情報提供等を通じたバックアップ体制の強化			
以上の事項を効果的に推進するため、国内の産学官連携体制を構築するとともに、食品企業の投資実績、今後の事業展開に係る意向、相手国・地域の発展状況等に応じ、東アジア各国・地域の食品産業関係者との交流を促進し、将来的には東アジアにおける未来の食品産業の共存・共栄のあり方について、産学官のリーダーによる対話を行うネットワークの構築を目指す。	農林水産省及び外務省(大使館等)は、実行計画に基づく事項等について日本人商工会議所、(独)日本貿易振興機構、投資企業、経済団体等と連携し、食品企業等の要望に関する情報等を継続的に大使館等へ提供するとともに、当該政府・関係機関への要望活動を実施する。	農林水産省、外務省、(独)日本貿易振興機構、日本人商工会議所、国際協力銀行、(財)食品産業センター、(社)日本フードサービス協会、日本チェーンストア協会、(社)大日本水産会 平成19年度～	農林水産省及び外務省(大使館等)は、実行計画に基づく事項等について日本人商工会議所、(独)日本貿易振興機構、投資企業、経済団体等と連携し、食品企業等の要望に関する情報等を継続的に大使館等へ提供するとともに、当該政府・関係機関への要望活動を実施する。	農林水産省、外務省、(独)日本貿易振興機構、日本人商工会議所、国際協力銀行、(財)食品産業センター、(社)日本フードサービス協会、日本チェーンストア協会、(社)大日本水産会 平成19年度～
	(2) 産学官ネットワーク構築の支援			
	農林水産省は、国内及び投資先国における、相談員の設置強化、情報網の整備等を通じた海外投資体制支援を強化、産学官連携による継続的なシンポジウム開催など実践的な取組を開始することにより東アジアにおける産学官ネットワークの構築の支援を検討する。	農林水産省 平成19年度～	農林水産省は、国内及び投資先国における、相談員の設置強化、情報網の整備等を通じた海外投資体制支援を強化、産学官連携による継続的なシンポジウム開催など実践的な取組を開始することにより東アジアにおける産学官ネットワークの構築の支援を検討する。	農林水産省 平成19年度～
	(3) 産学官のリーダーによる対話を行うネットワーク構築の検討			
農林水産省は、「東アジア食品産業フォーラム(仮称)」の開催を通じ、各国の産学官が一同に会して問題意識の共有化を図る機会を通じ、将来的に東アジアにおける未来のフードシステムのあり方について、産学官のリーダーによる対話を行うネットワークの構築を検討する。	農林水産省 平成19年度～	農林水産省は、「東アジア食品産業フォーラム(仮称)」の開催を通じ、各国の産学官が一同に会して問題意識の共有化を図る機会を通じ、将来的に東アジアにおける未来のフードシステムのあり方について、産学官のリーダーによる対話を行うネットワークの構築を検討する。	農林水産省 平成19年度～	